3 「助成金交付申請書」作成上の留意点

● 【添付する書類】助成金交付申請書(第１号様式)には、次の書類を添付してください。

（チェック欄：添付書類に不備がないか申請時に十分確認してください）

□ 購入予定価格の分かる書類(見積書など)

→ 価格がわかれば、カタログ添付でも可

□ 雨水貯留槽の設置場所が確認できる書類(家の敷地全体と設置場所を明示した図)

→ 家の図面と配置、手書きの概略図等、内容がわかるものならなんでも可

□ 申請本人の宛先を記入し、82円切手を貼付した返信用封筒(定形第１種)

→「定形第１種」とは、長形３号(120mm×235mm)
長形４号(90mm×205mm)等の封筒

4 「完了届」作成上の留意点

◎ 完了届提出締切は、平成27年3月11日(水)です。

● 【添付する書類】完了届(第５号様式)には、次の書類を添付してください。

（チェック欄：添付書類に不備がないか提出時に十分確認してください）

□ 領収書の写し　◎ 振込先は申請者名義の口座以外は不可です。

□ 対象設備設置前の状況が分かる写真

→ 対象設備設置前に写真を撮ることを忘れないようにお願いします

□ 対象設備設置後の状況が分かる写真

→ なるべく対象設備設置前と同じアングルで写真を撮ってください

□ 住民票

→ 川崎市が発行している「住民基本台帳カード」のコピーでも可

□ 雨水貯留槽の仕様が分かる書類(カタログ、取扱説明書等の写し)

→ 仕様がわかるインターネット等のページの印刷でも可
取扱説明書等の場合、仕様に関するページのみでかまいません

□ 申請者本人の宛先を記入し、82円切手を貼付した返信用封筒(定形第１種)

→「定形第１種」とは、長形３号(120mm×235mm)
長形４号(90mm×205mm)等の封筒

平成26年度　川崎市雨水貯留槽設置助成事業に関する主な手続きの流れ

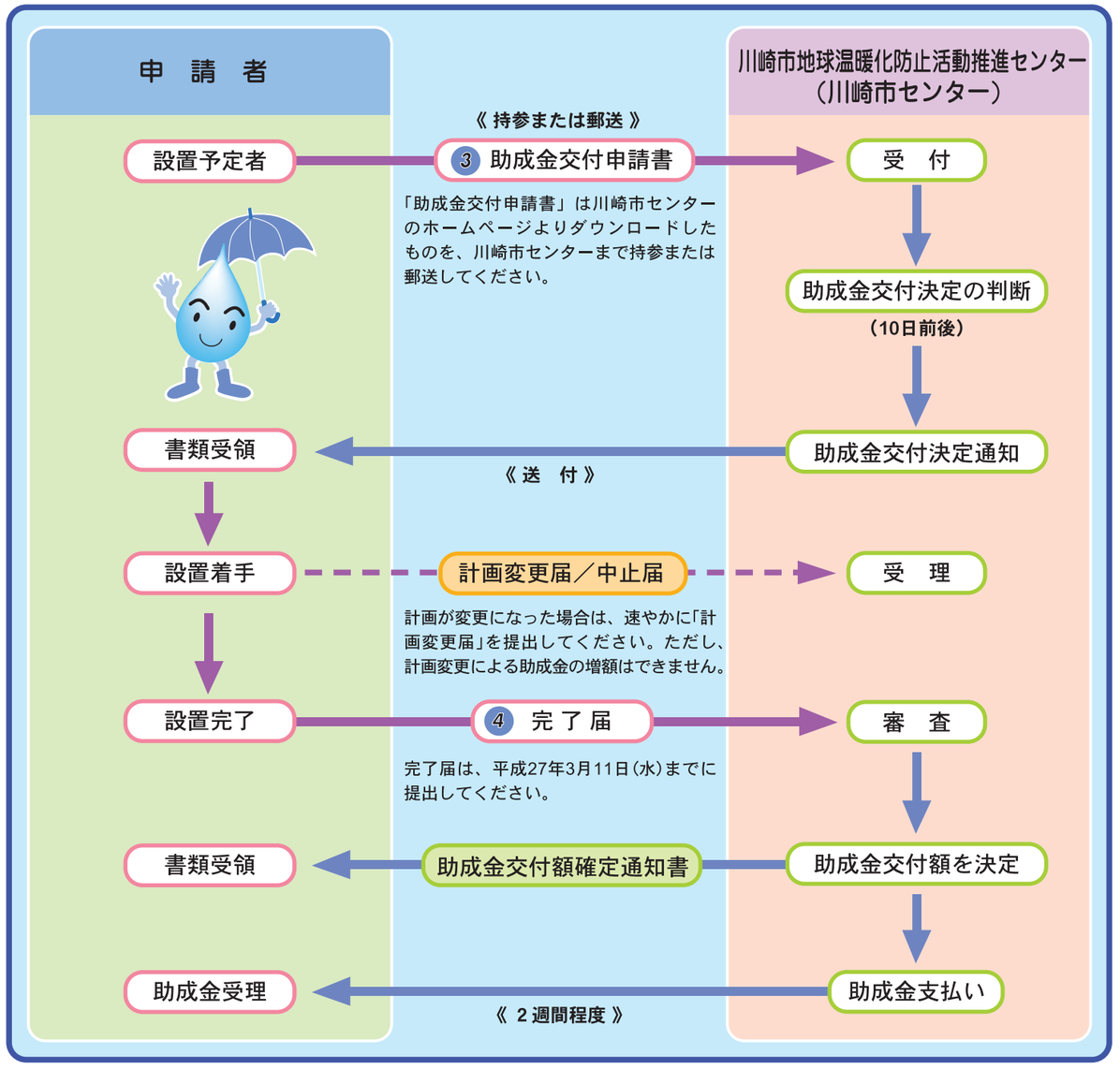

■ 申請された方へ

- 書類に不備がある場合は、または要綱に違反した場合には、交付の決定を取り消す場合があります。
- 川崎市の助成を受けて設置した設備については、５年間運用していただくことになります。
  期間内に設備を処分(廃棄、売却、譲渡など)する場合、助成金の返還を求められる場合があります。
- 適切に設置されているか調査に伺う場合がありますので、その際はご協力をお願いします。
- 川崎市又は地球温暖化防止活動推進センターが行うアンケート調査などへのご協力をお願いする場合があります。

■ 計画の変更・中止等

雨水貯留槽設置を変更する場合は**「計画変更届」**(第３号様式)を、計画を中止する場合は**「中止届」**(第４号様式)をすみやかに提出してください。